

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

募集



その他

釧路市環境審議会委員

市内在住の20歳以上で、環境問題に関心があり、2年間委員として活動可能な方/定員2人/任期=12月8日~2023(令和5)年12月7日※会議は年数回開催予定/報酬=審議会1回につき2,500円(阿寒町、音別町の委員には別途交通費支給)/11月15日(月)(必着)までに郵送で応募用紙(環境保全課で配布。市ホームページからダウンロード可)および市販の履歴書に応募の動機・環境に関する意見等(A4用紙2枚程度)を添付の上、環境保全課環境管理担当(☎31-4535)へ

認知症サポーター養成講座

認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることを支える方を育成するための講座です。

●認知症サポーター養成講座

11月12日(金)午前10時~正午/市民

●認知症サポータースキルアップ講座

11月19日(金)午前10時~正午/市民で、過去に認知症サポーター養成講座を受講したことがある方/オレンジリング

【共通】☎コア鳥取/☎電話で西部地域包括支援センター(☎55-2666)へ

市営住宅入居受付

11月9日(火)~15日(月)午前9時30分~午後4時30分(14日(日)は除く。13日(土)は防災庁舎のみ午前10時~午後3時まで受け付け)/防災庁舎1階、各行政センター、阿寒湖温泉支所/申請=収入を証明するもの、障がい者手帳のコピー、住宅明け渡し請求関係書類、印鑑(シャチハタ不可)を持参し、会場で申込用紙に必要事項を記入※先着順ではありません。募集住宅の詳細や郵送での申し込みについては、お問い合わせいただくか市および釧路市住宅公社ホームページをご覧ください。※22(令和4)年3月新築完成予定の新川北団地わかばの一般募集を行う他、釧路地域では子育て・新婚世帯向け住宅の募集も行います。☎市住宅公社(☎31-4563)、阿寒建設課(☎64-6191)、音別建設課(☎0154-7-6-2231)

ご近所ボランティア講座受講者

①[座学・実技]11月12日(金)、②19日(金)各午前9時30分~正午、[地域実習]③11月24日(水)~30日(火)うち1日※時間は実習先により異なる/①②まなぼとと幣舞学習室705・706 ③各実習先/☎全3講受講できる市民で、講座修了後、市公認ボランティアとして活動していただける方/定員25人/11月2日(火)までに電話で釧路市ボランティアセンター(☎24-1648)へ

3種の神器で家中スッキリ! 「お掃除のコツ教えます!」

11月7日(日)午後1時30分~3時/定員25人/☎託児あり(0~3歳まで※電話でご相談ください)。錦町立体駐車場および河畔駐車場は3時間まで無料。妊娠中やお体には支障がある場合はご相談ください/☎男女平等参画センターふらっと(☎65-1034)

石炭セミナーin釧路

11月18日(木)午後1時30分~3時/釧路プリンスホテル2階鶴の間/定員100人/☎釧路の石炭についての講演/☎手話通訳や要約筆記などの支援が必要な場合は、11月4日(木)までにご連絡ください/☎産業推進室(☎31-4550)

アイヌ伝統遊び体験交流会

~伝統的なアイヌ文化・生活の場を再生支援事業~

11月20日(土)午後1時~3時/交流プラザさいわい1階多目的ホール/定員5歳以上の親子または大人のみも可/定員10組20人(応募者多数時は抽選)/☎アイヌ文様切り絵、民族楽器体験、伝統遊び/☎筆記用具/11月1日(月)~10日(水)(必着)に往復はがきに「アイヌ伝統遊び体験参加希望」と明記の上、住所、氏名、電話番号、返信先を記載し釧路アイヌ協会(〒085-0813春採1-12-22春採生活館内☎41-7083※平日午前10時~午後3時)へ※1枚につき1組の申し込み。電話受付不可

旧日本銀行釧路支店建物の利活用について皆さんからの提案を募ります

11月9日(火)までにメールまたは郵送、ファクスで都市経営課企画担当(〒085-8505黒金町7-5☎31-4502☎22-4473 ☒to-kikaku@city.kushiro.lg.jp)へ

税・保険・年金



11月30日(火)は 以下の市税等の納期限です

- ・国民健康保険料(第6期)
- ・後期高齢者医療保険料(第6期)
- ・介護保険料(第6期)
- ※いずれも普通徴収分
- ・11月分保育園保育料

●市税等 休日の納付相談窓口

11月27日(土)午前9時~午後5時
◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。☎納税課(☎31-4517・4518)

■納付には便利な口座振替を■

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。日本年金機構から、その年の1年間に納付(見込み

含む)した額を証明する控除証明書が11月または2月に届きますので、大切に保管し年末調整や確定申告の際に使用してください。☎ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)、釧路年金事務所(☎22-5810)

国税に関する申告・面接相談は、 「事前予約」が必要です

釧路税務署では、申告・面接相談については「事前予約制」を実施していますので、希望される方は電話で相談日時を予約してください。なお、予約状況により、希望の日時に添えない場合がありますのでご了承願います。※所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)並びに贈与税の申告・面接相談については、確定申告期間中の電話による事前予約はできません。☎釧路税務署(☎31-5100)

個人住民税は 特別徴収で納めましょう

釧路総合振興局と市では、個人住民税の特別徴収(事業主が従業員の給与から年12回に分けて徴収し、納入する制度)への切り替えをお願いしています。

特別徴収にすることにより、1回当たりの負担額が少なくすみ、納め忘れも防ぐことができます。特別徴収の開始を希望される場合には、従業員の方は勤務先に、事業主の方は市民税課へお問い合わせください。☎市民税課市民税担当(☎31-4515)

所得の申告を忘れていませんか?

国民健康保険料は加入者の前年の所得や世帯状況に基づき決定します。所得の申告が必要な方には国民健康保険課から「所得簡易申告書」が郵送されています。申告により保険料が軽減される場合がありますので、まだ申告書を提出していない方はお早めにご返送ください。申告書がお手元ない場合はご連絡ください。☎国民健康保険課保険担当(☎31-4528)、☎市民課市民サービス担当(☎66-2210)、☎市民課市民サービス担当(☎01547-6-2231)

傷病手当金の適用期間を21(令和3) 年12月31日(金)まで延長しました

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に支給する傷病手当金の適用期間を延長しました。詳細は、市ホームページをご覧ください。☎[国民健康保険に関する事]国民健康保険課保険担当(☎31-4527)、[後期高齢者医療に関する事]医療年金課医療給付担当(☎31-4526)

11月30日(いいみらい)は 「年金の日」です

年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。「ねんきんネット」を利用すると、パソコンやスマートフォンから年金記録を確認したり、さまざまなパターンでの年金見込額の試算をすることもできます。詳細は日本年金機構ホームページ「ねんきんネット」をご覧ください。☎ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555)

環境



環境事業課からのお知らせ

●公式Instagramおよび公式YouTubeチャンネルを開設しました

市民の皆さんに地球環境やごみのことを分かりやすくお伝えするため、公式InstagramとYouTubeチャンネルを開設しました。アカウント名「ecocity946」で検索するか、市ホームページのトップにあるバナー「ごみ・ECOライフ」内にあるリンクからご覧ください。

●使い捨てマスクは

資源物ではありません

使用済みのマスクは資源物の雑紙の袋の中へは入れないでください。ビニール袋等に入れて密閉し、可燃ごみとして排出してください。

●ごみを出しに行く時も

玄関の施錠を忘れずに

ごみを出しに行くわずかな時間でも、家を出る時には忘れずに玄関に鍵を掛けるようにしましょう。

●11月の不燃ごみの収集日

[釧路・音別地域]第1・3水曜日の地区は11月3日(水)、17日(水)、第2・4水曜日の地区は11月10日(水)、24日(水) [阿寒地域]第2・4金曜日の地区は11月12日(金)、26日(金)、第2・4土曜日の地区は11月13日(土)、27日(土)※各該当地区はクリーンカレンダーをご覧ください。【共通】☎環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)

古いビルや工場をお持ちの方へ

PCB(ポリ塩化ビフェニール)は法律で定められた期限までに処分しなければなりません。処分期限=[変圧器・コンデンサー等]22(令和4)年3月31日(木)まで、[業務用照明器具内の安定器等]23(令和5)年3月31日(金)まで、[低濃度(PCB濃度0.5%以下)]27(令和9)年3月31日(水)まで※現在使用中の機器も廃棄して処分を委託する必要があるため、計画的に廃棄・処分してください。詳細はホームページ(☎http://pcb-soukishori.env.go.jp)をご覧ください/☎釧路総合振興局環境生活課(☎43-9153)